

河川保全区域等の指定状況 ①水域、河川区域 (規制主体：河川管理者)

水域は、海や川、池など水面上の区域であり、土地利用ができないため除外エリアとします。

河川区域は、一級河川・二級河川の堤防右岸の法尻～左岸の法尻までの区域。河川を管理するために必要な区域であることから、除外エリアとします。

河川		河川管理者
一級河川	直轄区域	国土交通省
	指定区域	都道府県(一部の区間は政令指定都市)
二級河川		都道府県(一部の区間は政令指定都市)
準用河川		市町村
普通河川(河川法適用外)		市町村

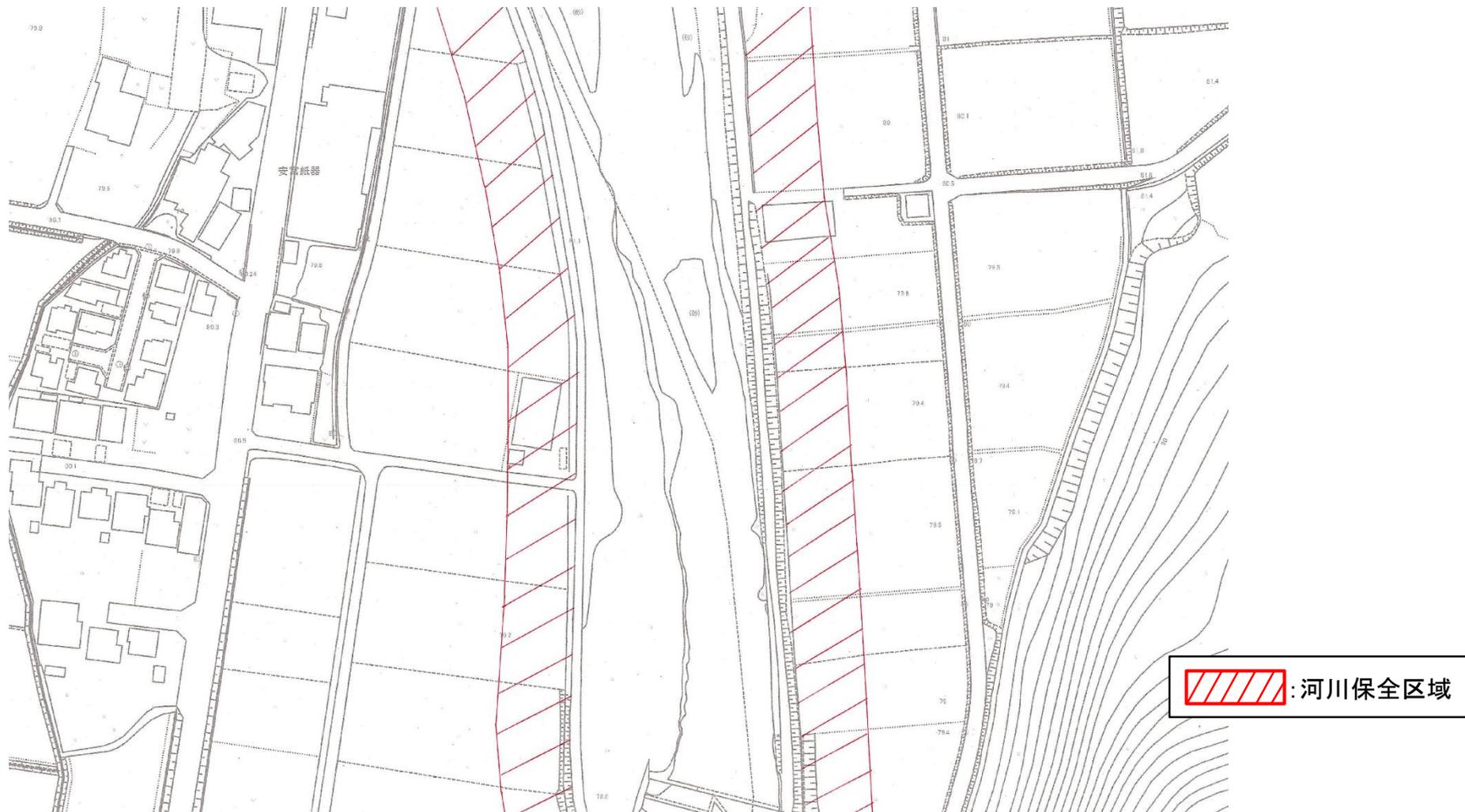


- 水道水源取水地点
- 河川保全区域
- 海岸保全区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 砂防指定地
- 保存樹
- 自然緑地保護地区
- **水域**
- 洪水浸水想定区域L2(3m以上)
- 内水氾濫想定区域
- 高潮浸水想定区域(3m以上)
- 津波浸水想定区域
- 土砂災害警戒区域・急傾斜地の崩壊
- 土砂災害警戒区域・土石流
- 土砂災害警戒区域・土石流危険渓流
- 土砂災害警戒区域・地すべり
- 土砂災害特別警戒区域
- 山地災害危険地区・山腹崩壊危険地区
- 山地災害危険地区・崩壊土砂流出危険地区
- 地すべり防止区域
- 宅地造成工事規制区域
- 国有林
- 保安林
- 国定公園及都道府県立自然公園
- 動植物保護地区
- 鳥獣保護区域、特別保護区域
- 環境緑地保全地域
- 自然環境保全地域
- 世界文化遺産
- 周知の埋蔵文化財
- 重点的に景観形成を図る区域
- 農用地区域
- 用途地域
- 姫路市巨木
- 植生自然度7以上

河川保全区域等の指定状況 ②河川保全区域（規制主体：河川管理者）

○河川保全区域

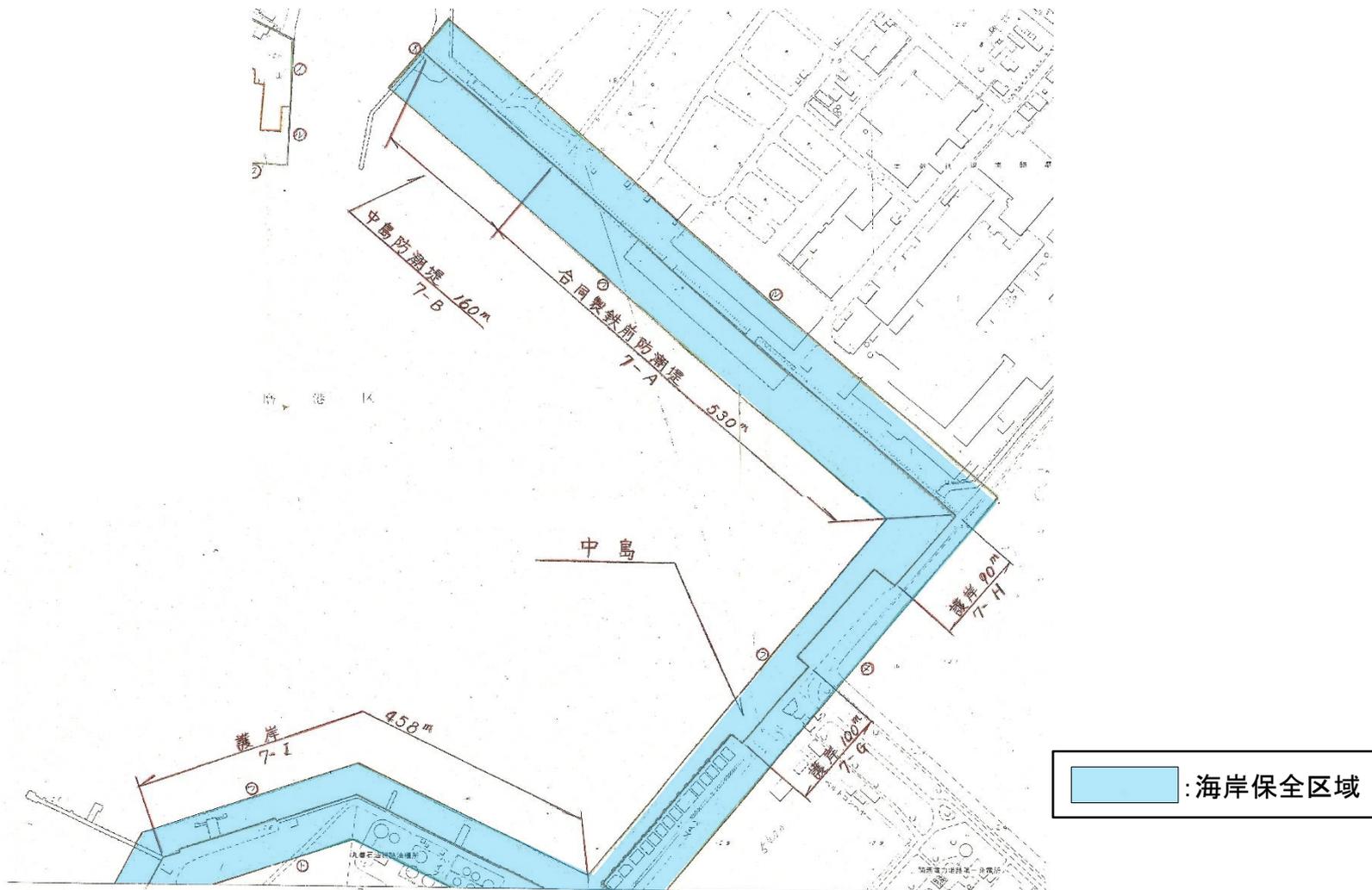
堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であるため、除外エリアとします。



河川保全区域等の指定状況 ③海岸保全区域 (規制主体：県)

○海岸保全区域

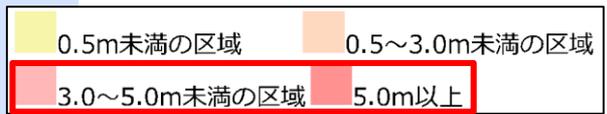
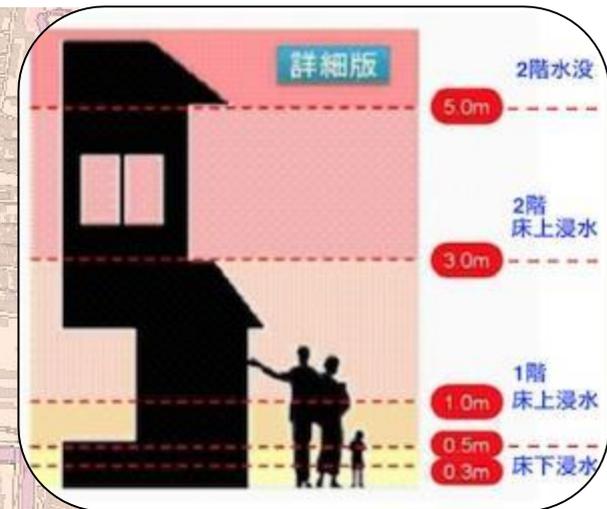
津波、高潮、波浪等の被害から防護するために必要な区域であるため、除外エリアとします。



災害関連法等の指定状況

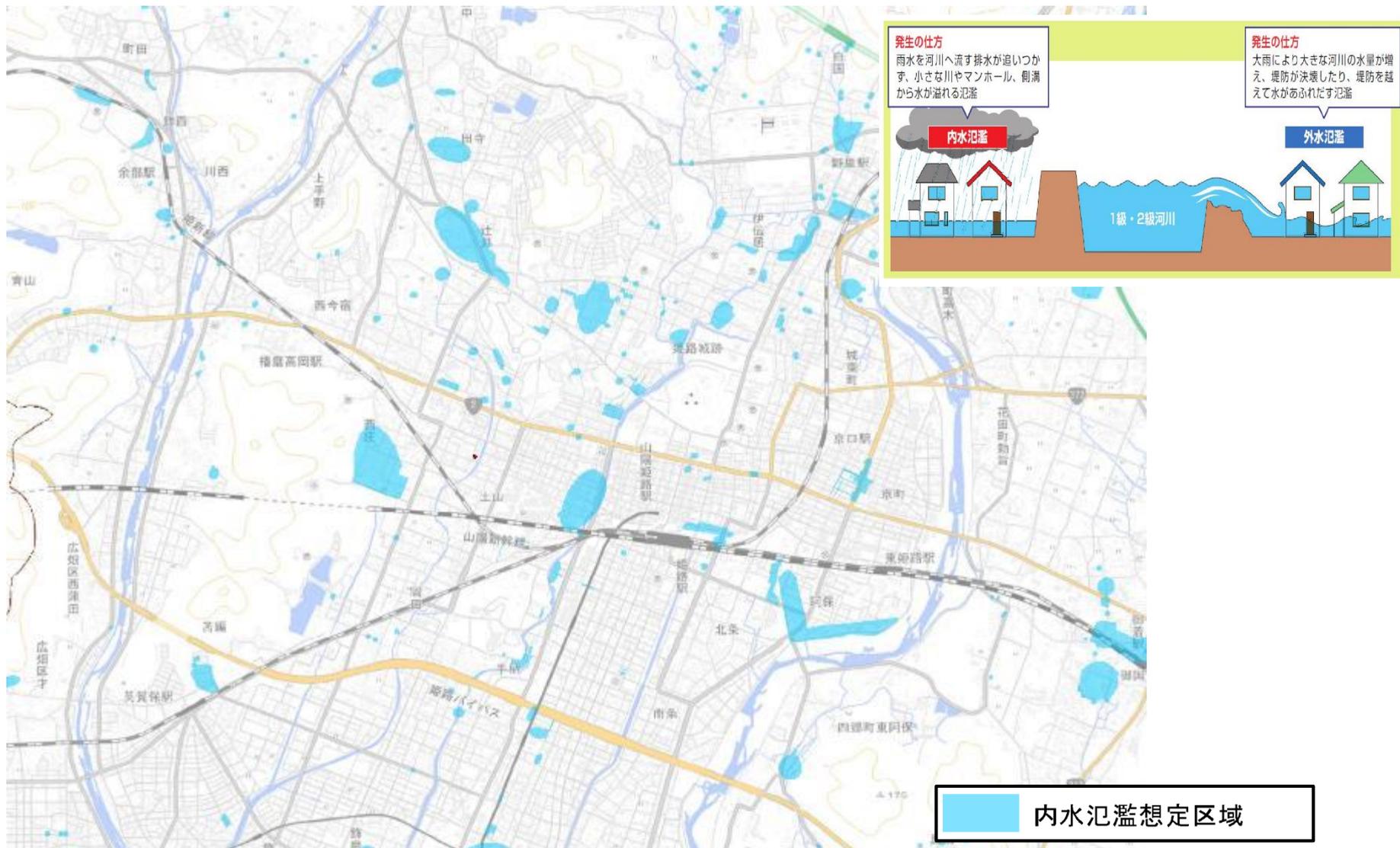
①洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）（規制主体：国）

想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。被災時の影響が多大であることから、浸水水位が3.0m以上となる場所を除外エリアとします。



災害関連法等の指定状況 ②内水氾濫想定区域（規制主体：県）

大規模な降雨が生じた際に、排水施設の能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できない場合に、浸水の発生が想定される区域及び実際に浸水が発生した区域は、被災時の影響が多いため除外エリアとします。



災害関連法等の指定状況

③土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊（規制主体：県）

警戒区域（イエローゾーン）及び特別警戒区域（レッドゾーン）は以下のように設定されます。急傾斜地の崩壊が発生した場合に、被災時の影響が多いため除外エリアとします。

土砂災害警戒区域 （イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域です。過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定されます。

土砂災害特別警戒区域 （レッドゾーン）

警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域です。

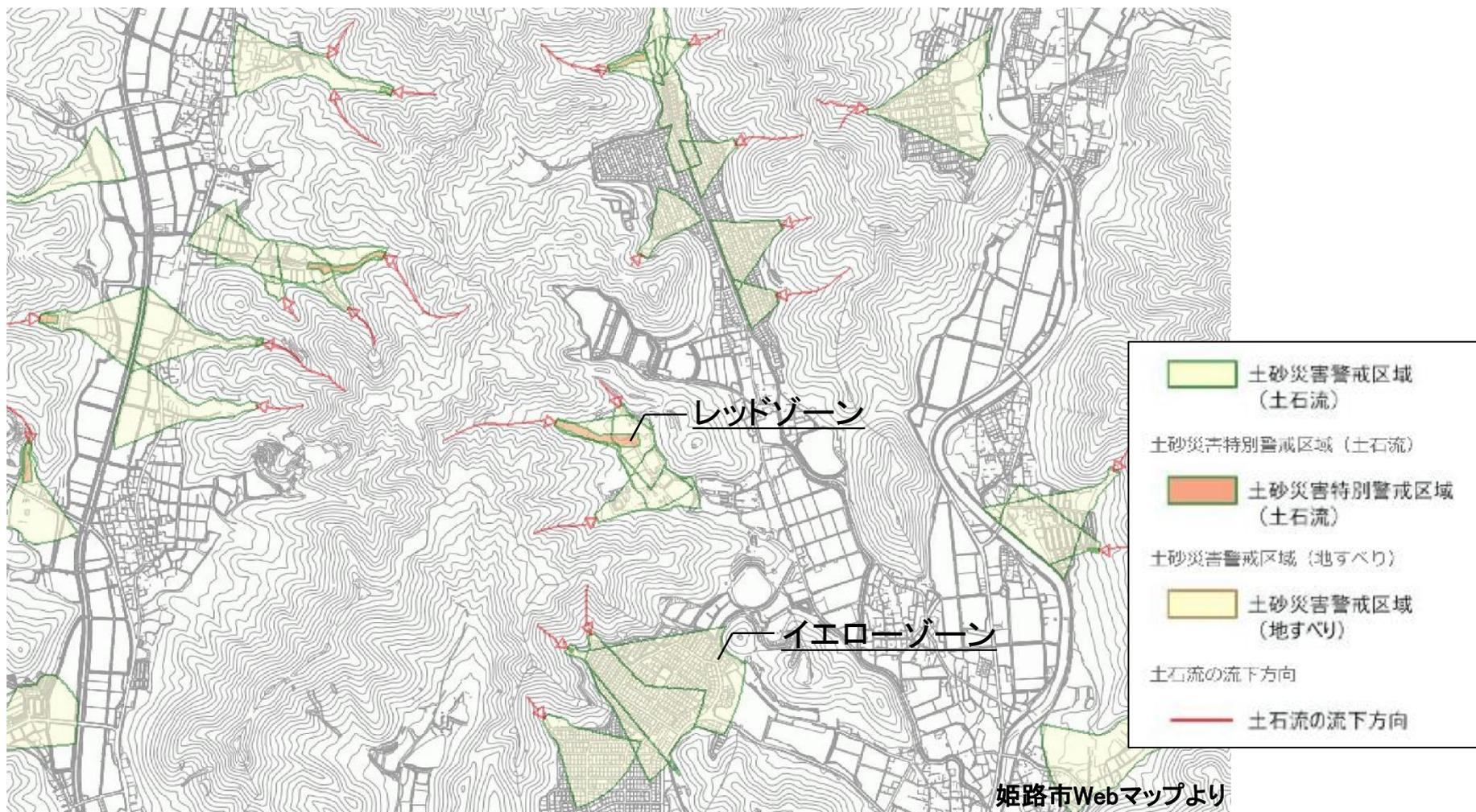


災害関連法等の指定状況

④土砂災害（特別）警戒区域・土石流（規制主体：県）

⑤土砂災害（特別）警戒区域・地すべり（規制主体：県）

土石流及び地すべりが発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。被災時の影響が多いため除外エリアとします。



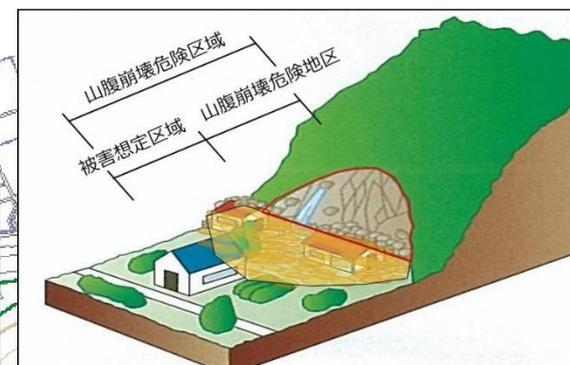
災害関連法等の指定状況

⑥土砂災害危険箇所・土石流危険溪流（規制主体：県）

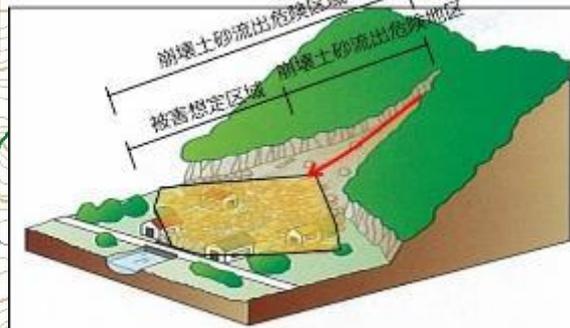
⑦山地災害危険地区・山腹崩壊危険地区（規制主体：県）

⑧山地災害危険地区・崩壊土砂流出危険地区（規制主体：県）

土石流及び山腹崩壊が発生した場合に、人家等に被害を及ぼすおそれがあると認められる区域。被災時の影響が多いため除外エリアとします。



山腹崩壊危険区域

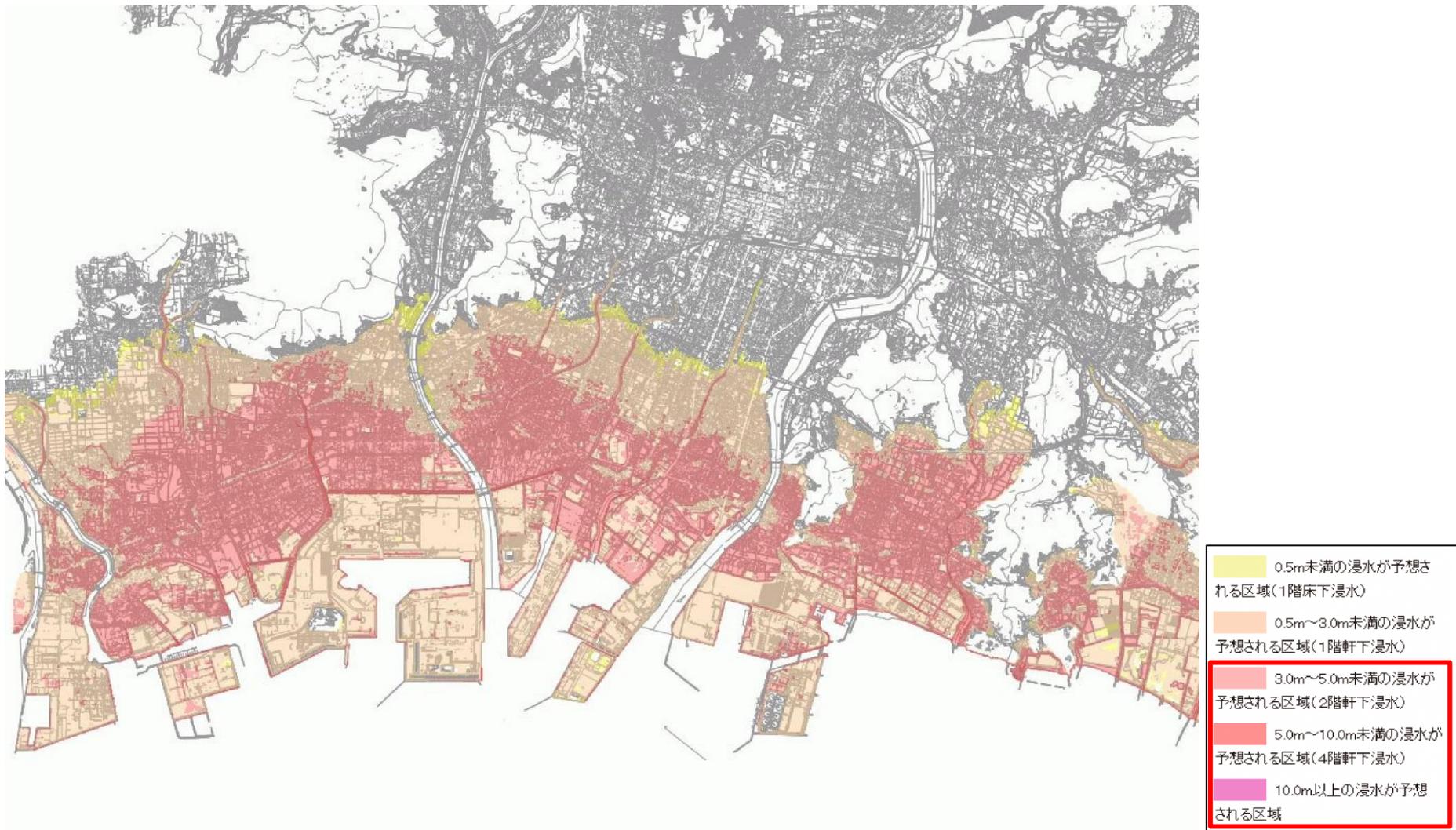


崩壊土砂流出危険区域



災害関連法等の指定状況 ⑨高潮浸水想定区域 (規制主体：県)

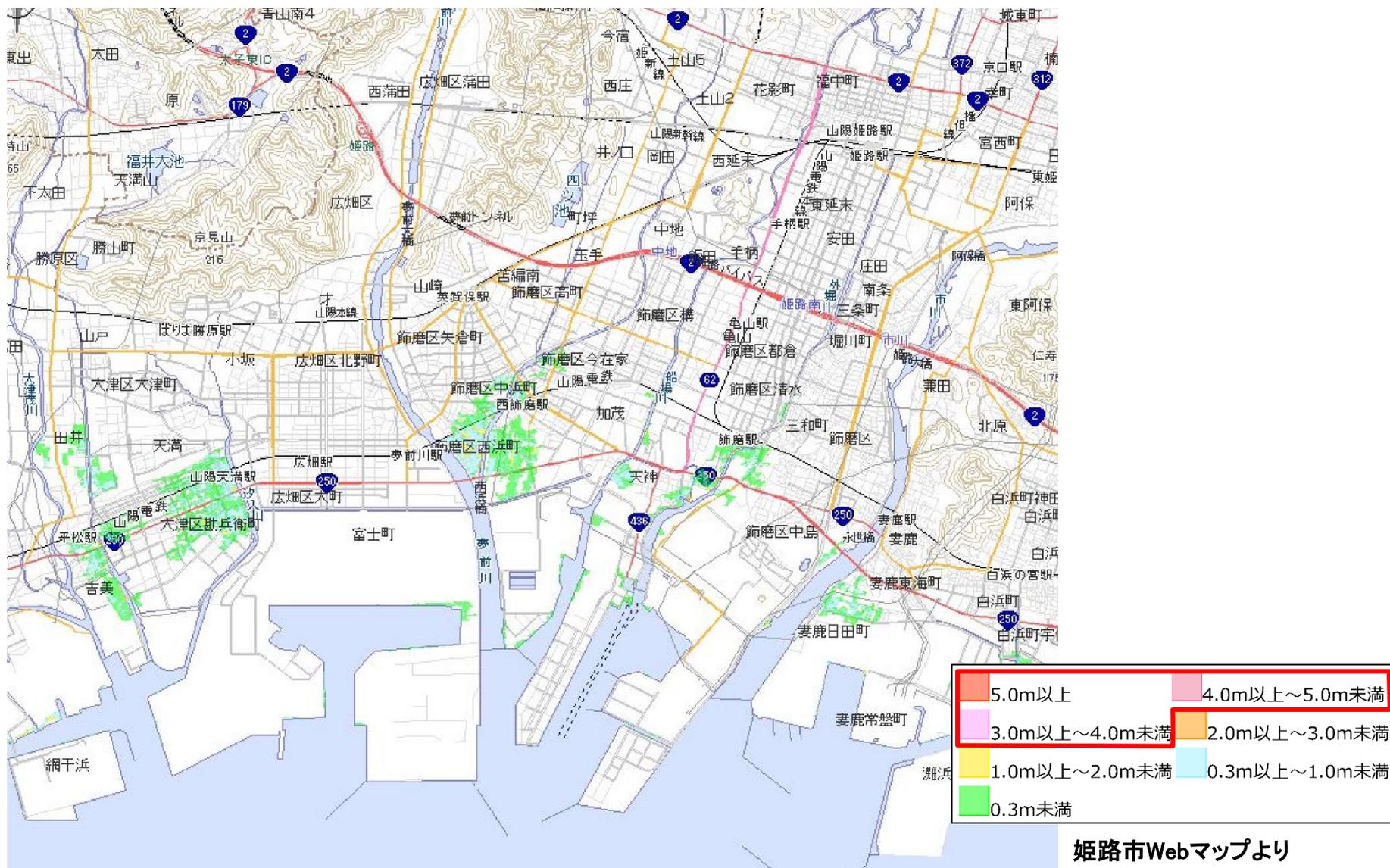
想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域。被災時の影響が多大であることから、浸水水位が3.0m以上となる場所を除外エリアとします。



姫路市Webマップより

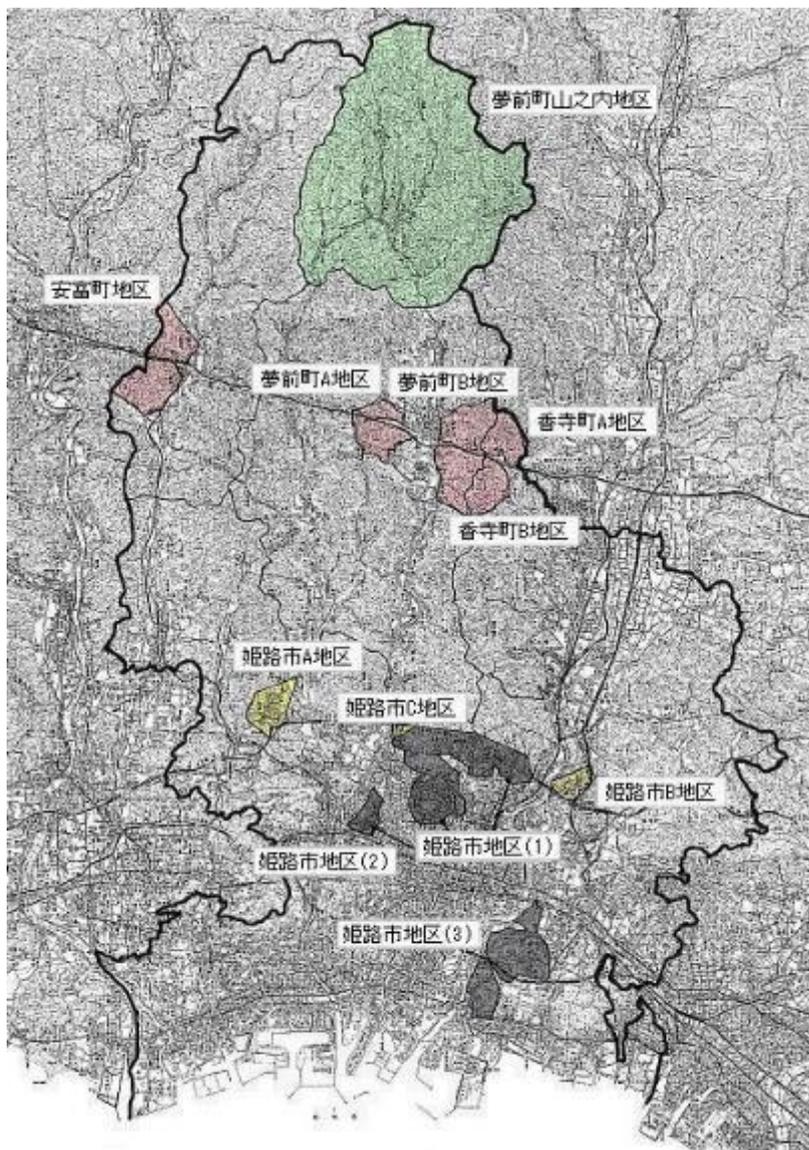
災害関連法等の指定状況 ⑩津波浸水想定区域（規制主体：県）

最大クラス(南海トラフ巨大地震モデル)の津波が一定の条件下において発生した場合に想定される浸水の区域。被災時の影響が多大であることから、浸水水位が3.0m以上となる場所を除外エリアとします。



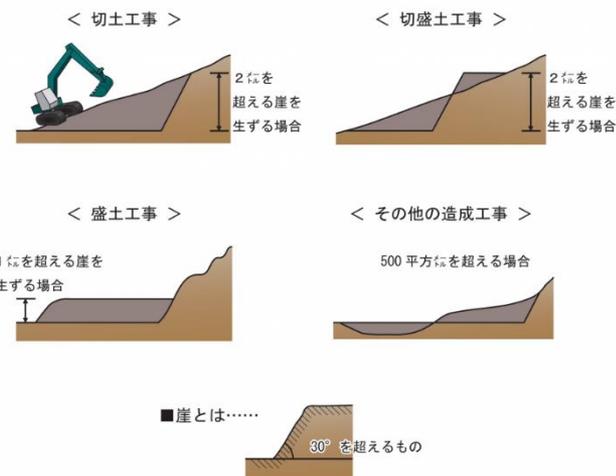
災害関連法等の指定状況 ⑪宅地造成工事規制区域（規制主体：市）

宅地造成に伴いがけくずれや土砂の流出のおそれが著しい市街地、または市街地になろうとする区域。災害発生防止のため除外エリアとします。



○許可が必要な宅地造成工事

1. 切土部で2mを超える崖を生ずるもの
2. 盛土部で1mを超える崖を生ずるもの
3. 切土と盛土を行う場合で、2mを超える崖を生ずるもの
4. 切土又は盛土をする場合で、その土地の面積が500平方メートルを超えるもの



イメージ図

災害関連法等の指定状況 ⑫地すべり防止区域 (規制主体：県)

地すべりによる崩壊を防止するため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。市内には1箇所(夢前町山之内)あります。



イメージ図

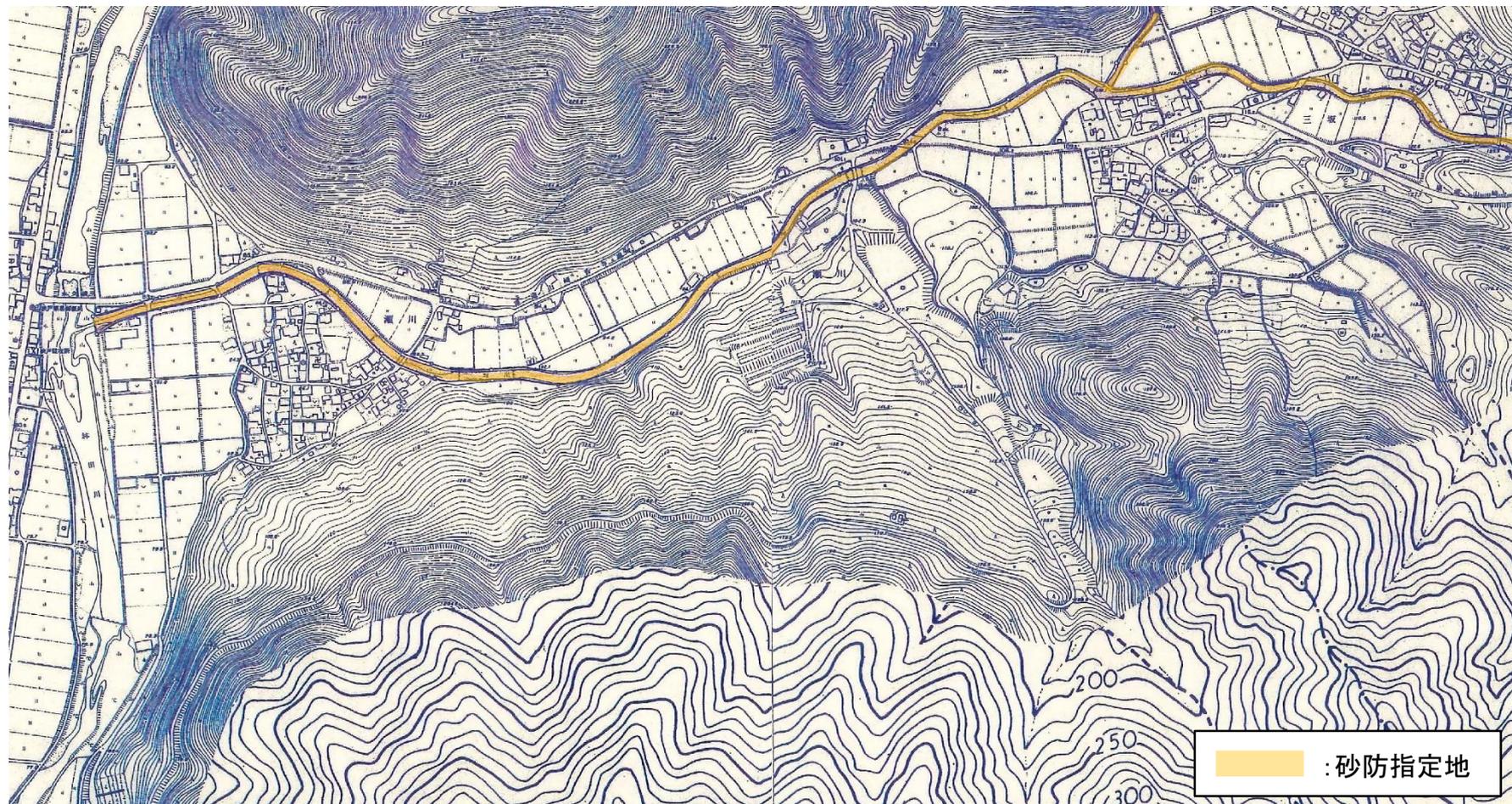
災害関連法等の指定状況 ⑬急傾斜地崩壊危険区域 (規制主体：県)

台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)を防止するため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。



災害関連法等の指定状況 ⑭砂防指定地（規制主体：県）

治水上砂防のため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。



自然環境保全関連法令等の指定状況

① 国立公園、 国定公園及び都道府県立自然公園

(規制主体：国(国立公園)、 県(国定公園及び都道府県立自然公園))

景勝地として指定された自然公園。公園を保全する必要があるため、除外エリアとします。

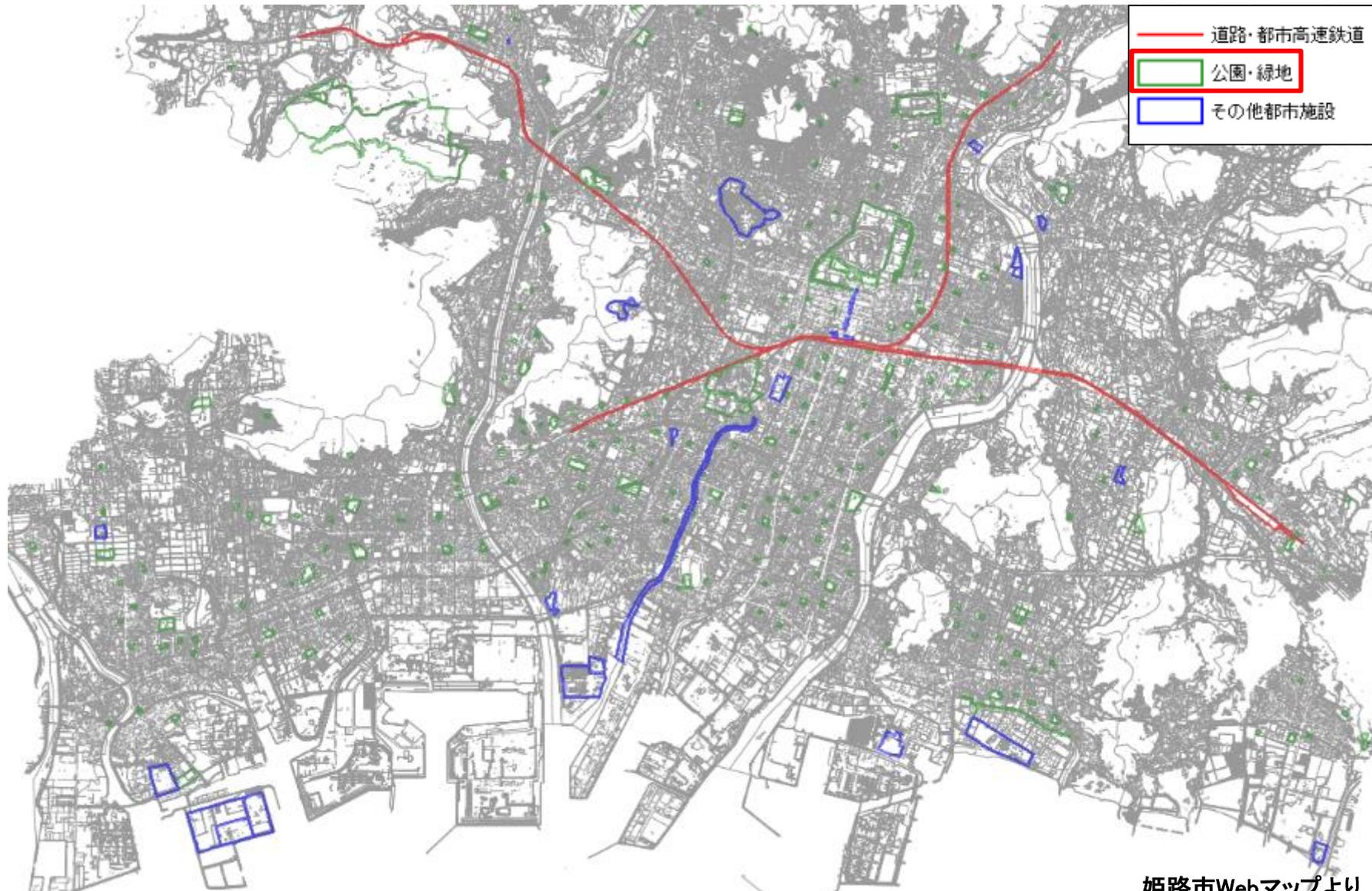


県立自然公園

ひょうごの環境より

自然環境保全関連法令等の指定状況 ②**都市公園**（規制主体：市、国（国営公園））

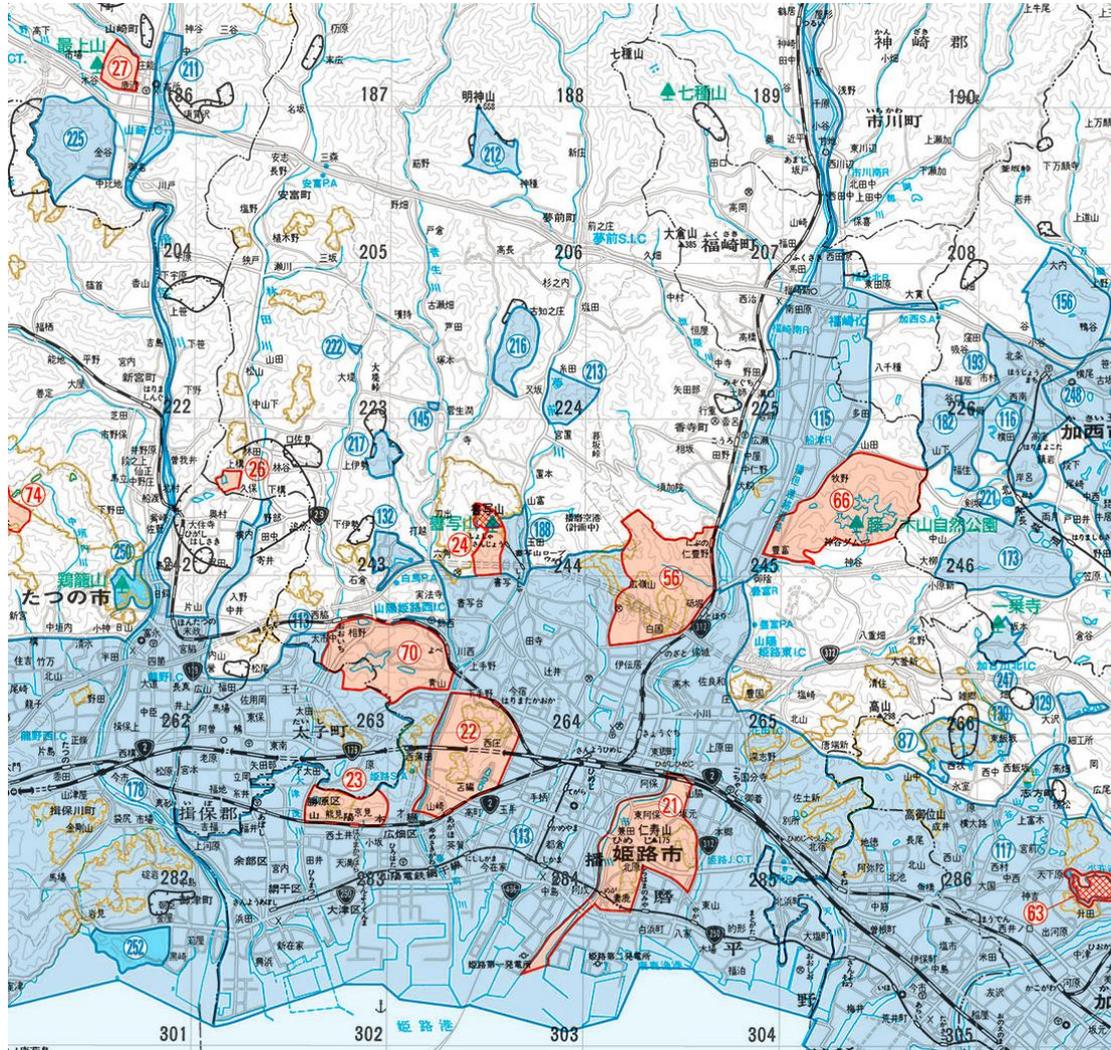
公園または緑地。本市では、自然環境を活かした公園整備を進めているため、除外エリアとします。



自然環境保全関連法令等の指定状況

③鳥獣保護区域、特別保護区域（規制主体：国（国指定地区）、県（県指定地区））

鳥獣保護区域は、野生鳥獣の保護・繁殖を図るための区域であり、特別保護区域は、鳥獣保護区の区域の中でも一定の環境を保持することにより、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域であるため、除外エリアとします。



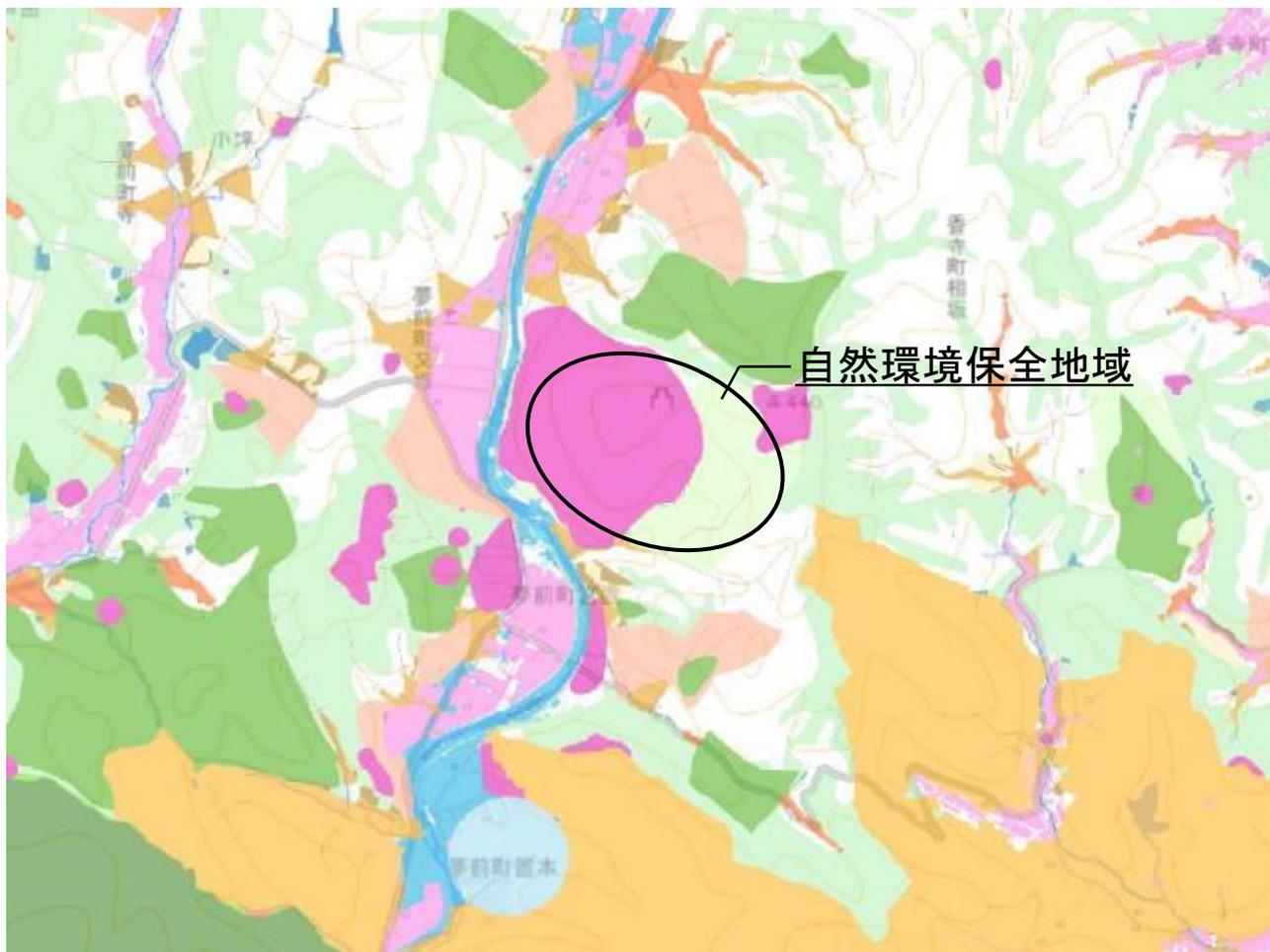
凡 例	
	鳥 獣 保 護 区
	鳥獣保護区特別保護地区
	休 獵 区
	特定猟具使用禁止区域 (銃 器)
	特定猟具使用禁止区域 (銃器・くくりわな)
	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
	自然公園特別保護地区
	ニホンジカ及びイノシシに類したくくりわな直径の規制緩和区域
	国有林・官行造林地
	「オリエンテーリング」や「里山林整備事業」などで人の入り込みがある区域
	ひょうご森林浴場
	合併前の旧市町村界 (平成12年以降)

兵庫県鳥獣保護区等位置図
(令和4年度)より

自然環境保全関連法令等の指定状況

④ 自然環境保全地域 (規制主体：国(国指定地区)、県(県指定地区))

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域であり、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域。自然環境を保全する必要があるため、除外エリアとします。林田川や八徳山(香寺町)や置塩城跡(夢前町)、水生山補陀落寺(夢前町)が該当します。



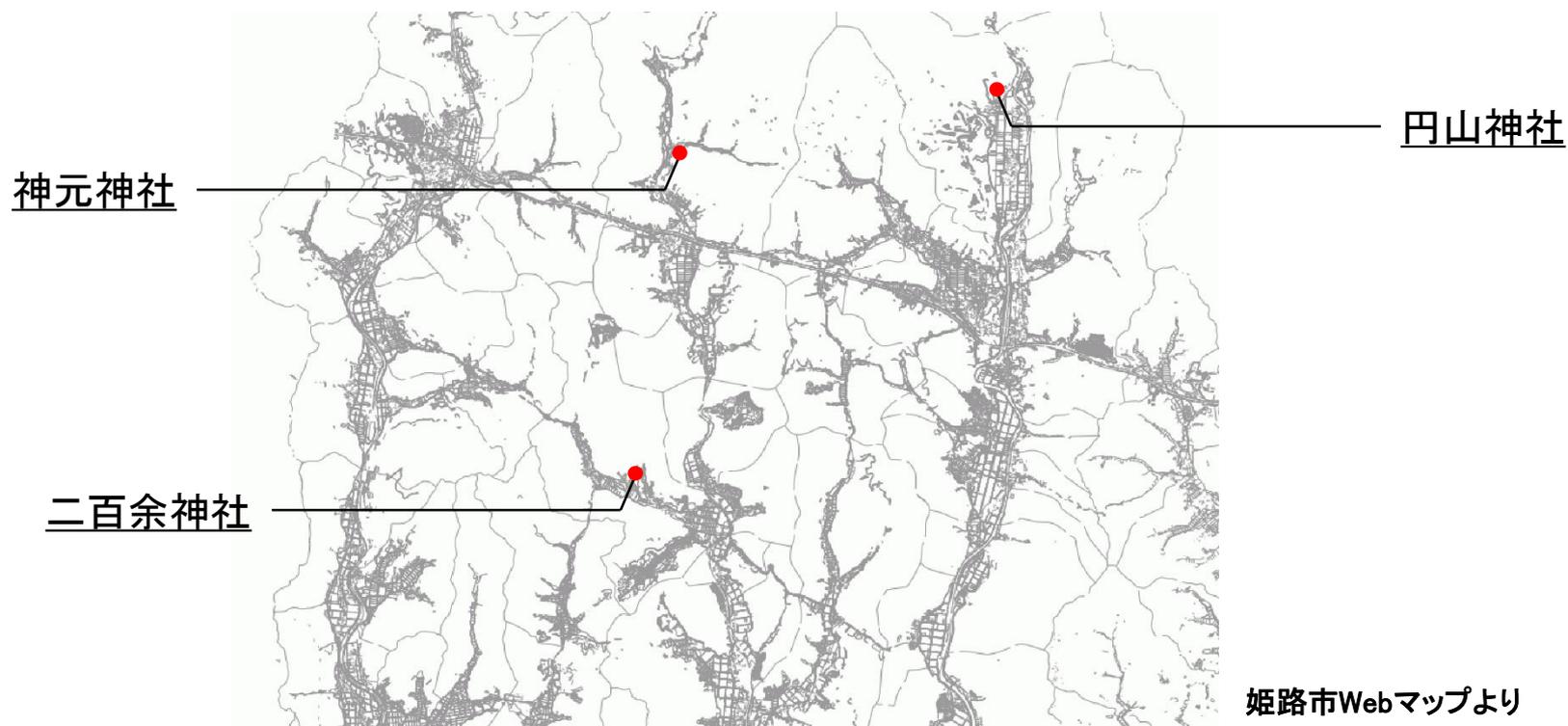
自然環境保全関連法令等の指定状況

⑤環境緑地保全地域（規制主体：県）

⑥種の保存法に基づく生息地等保護区（規制主体：国）

○環境緑地保全地域

市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地や水辺地等で風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域であるため、除外エリアとします。円山神社(夢前町)や神元神社(夢前町)、二百余神社(夢前町)が該当します。



○種の保存法に基づく生息地等保護区

国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある区域。姫路市に該当地はありませんでした。

自然環境保全関連法令等の指定状況

⑦動植物保護地区（規制主体：市）

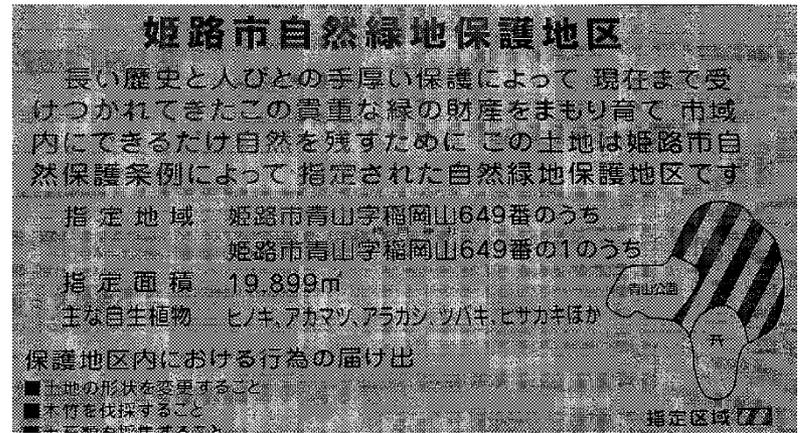
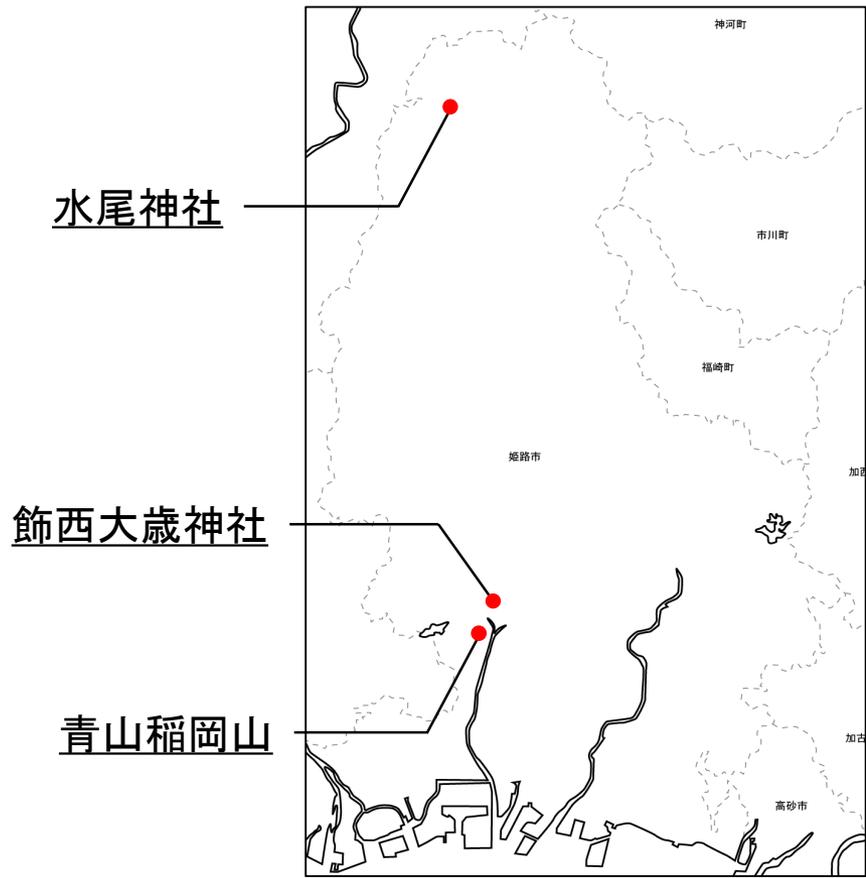
⑧自然緑地保護地区（規制主体：市）

○動植物保護地区

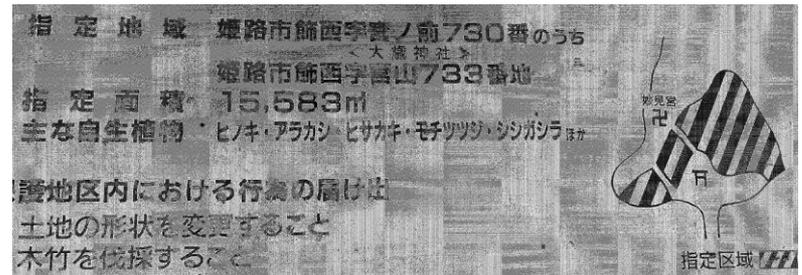
高層木により被度が極めて高く都市環境上価値があり、あるは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然環境区域であり、動植物保護地区として指定される地域であるため、除外エリアとします。水尾神社(安富町:ヒメハルゼミの生息地)1箇所が該当します。

○自然緑地保護地区

高層木により被度が極めて高く都市環境上価値があり、あるいは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然環境区域であり、自然緑地保護地区として指定される地域であるため、除外エリアとします。青山稲岡山周辺と飾西大歳神社周辺の2箇所が該当します。



看板(青山稲岡山周辺)



看板(飾西大歳神社周辺)

自然環境保全関連法令等の指定状況

⑨ 国有林 (規制主体：国)

⑩ 保安林 (規制主体：県)

○ 国有林

国が所有する森林・原野。国有林の多くは水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしているため、除外エリアとします。

○ 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するための森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、除外エリアとします。



自然環境保全関連法令等の指定状況

⑬姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域（規制主体：市）

⑭風致地区（規制主体：市）

○姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域

重点的に景観形成を図る区域として、景観特性に応じた規制誘導が行われる区域。景観に配慮するため、除外エリアとします。

重点的に景観の形成を図る区域

(1) 都市景観形成地区

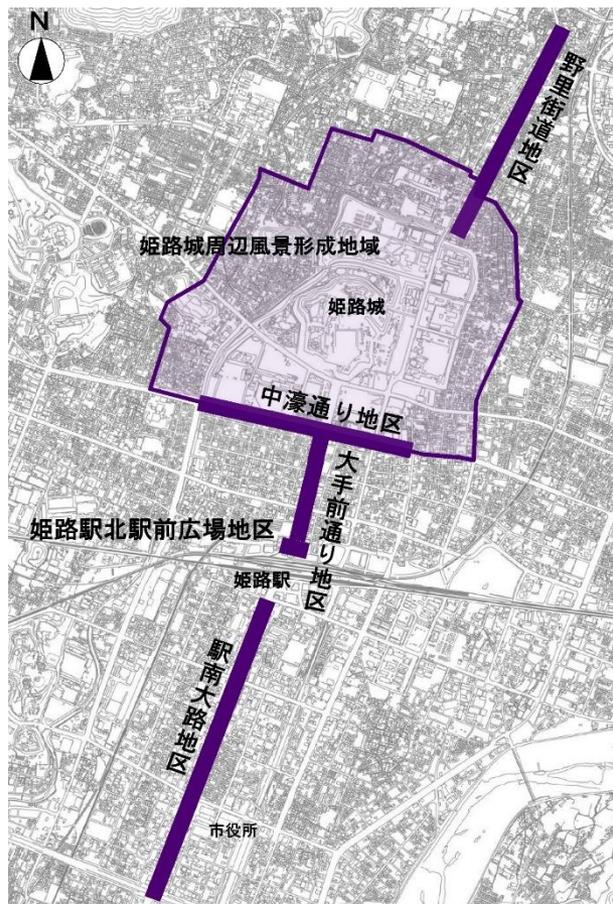
- ・ 大手前通り地区
- ・ 駅南大路地区
- ・ 中濠通り地区
- ・ 姫路駅北駅前広場地区

(2) 歴史的町並み景観形成地区

- ・ 野里街道地区

(3) 風景形成地域

- ・ 姫路城周辺風景形成地域



景観ガイドラインより

○風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めた地区。姫路市に該当地はありませんでした。

自然環境保全関連法令等の指定状況 ⑮巨樹・巨木林（規制主体：国）

環境庁(当時)が昭和63年から調査している、人々の信仰の対象や地域のシンボルである巨樹・巨木林。人間や地域社会と個々の巨樹・巨木林の関係性を考慮して保全していくことが重要であるため、除外エリアとします。

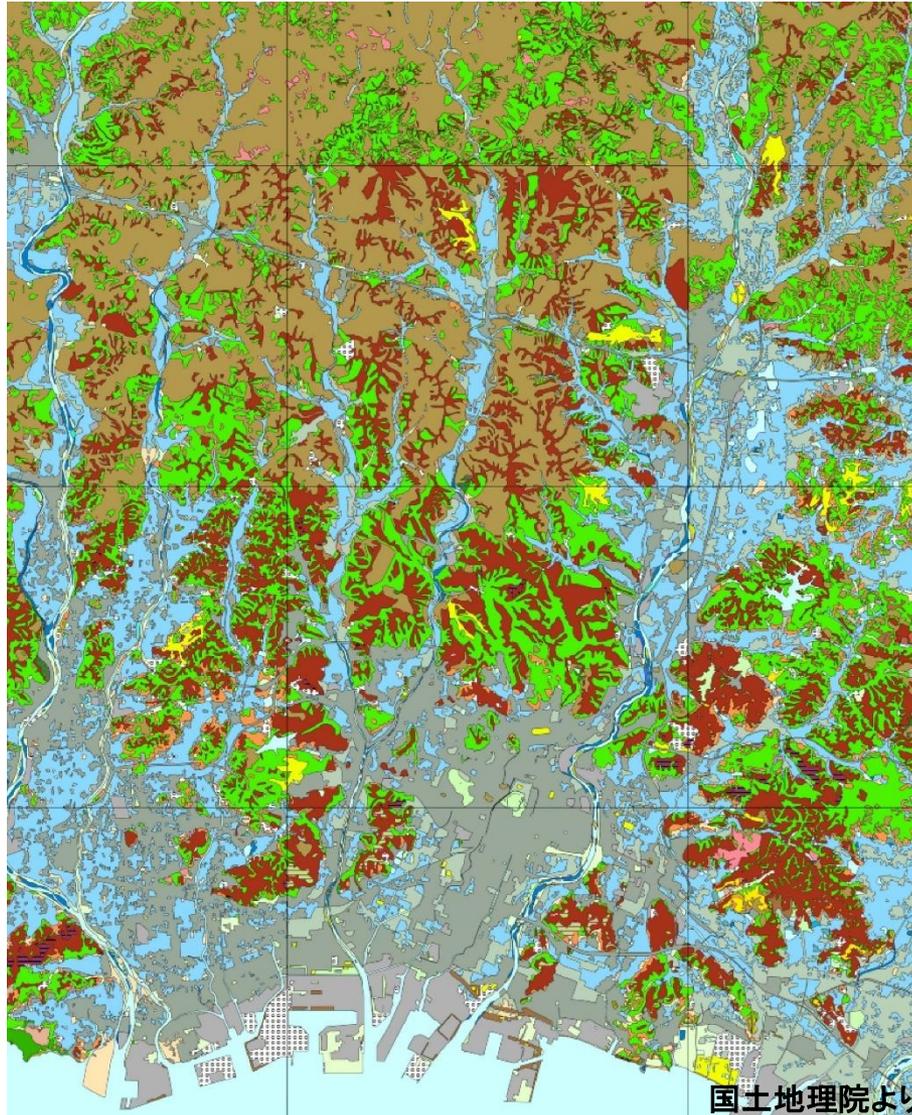


● 巨樹・巨木林

国土地理院より

自然環境保全関連法令等の指定状況 ⑩植生自然度7以上の植生（規制主体：国）

「植生自然度」は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標。10ランクに区分されており、植生自然度7以上の植生地域は、自然林に近いものであるため、除外エリアとします。



- | | |
|--------------------------|----------------------------|
| 110104 クロモジ-ブナ群集 | 420102 モチツツジ-アカマツ群集 |
| 130201 チャボガヤ-イヌブナ群集 | 420107 ネズ-アカマツ群落 |
| 140601 コカンスゲ-ツガ群集 | 430200 ヌダケ群落 |
| 140802 シャクナゲ-ヒノキ群集 | 440200 クス群落 |
| 160200 シオジ群落 | 450100 ススキ群団 |
| 160401 チャボガヤ-ケヤキ群集 | 450300 ウラジロ-コシダ群落 |
| 160600 オオバアサガラ群落 | 460000 伐採跡地群落 |
| 220100 ブナ-ミズナラ群落 | 470200 ヌマガヤオーダー |
| 220101 スギ-ミズナラ群落 | 470400 ヨシクラス |
| 220102 クリ-ミズナラ群集 | 470403 セイタカヨシ群落 |
| 220503 ユキグニミツバツツジ-コナラ群集 | 470500 河川敷砂礫地植生 |
| 220700 アカシデ-イヌシデ群落 | 470501 ツルヨシ群集 |
| 221200 オニグルミ群落 | 470502 オギ群集 |
| 230100 アカマツ群落 | 470600 ヒルムシロクラス |
| 240102 タニウツギ-ノリウツギ群落 | 470900 河辺一年生草本群落（タウコギクラス等） |
| 250200 ススキ群団 | 480000 塩沼地植生 |
| 250205 ホクチアザミ-ススキ群落 | 490000 砂丘植生 |
| 250300 シバ群団 | 500000 海岸断崖地植生 |
| 260000 伐採跡地群落 | 540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林 |
| 270100 シラカシ群落 | 540200 アカマツ植林 |
| 270200 アラカシ群落 | 540300 クロマツ植林 |
| 270400 ツクバネガシ群落 | 540700 カラマツ植林 |
| 270500 ウラジロガシ群落 | 540900 外国産樹種植林 |
| 270600 イチイガシ群落 | 541000 その他植林 |
| 270800 シリブカガシ群落 | 541301 クスノキ植林 |
| 271102 カナメモチ-コジイ群集 | 550000 竹林 |
| 280101 シキミー-モミ群集 | 560100 ゴルフ場・芝地 |
| 290100 アカマツ群落 | 560200 牧草地 |
| 290200 クロマツ群落 | 570100 路傍・空地雑草群落 |
| 300102 イロハモミジ-ケヤキ群集 | 570101 放棄畑雑草群落 |
| 300104 ケヤキ-ムクノキ群集 | 570200 果樹園 |
| 320100 ヤナギ高木群落 | 570201 茶畑 |
| 320200 ヤナギ低木群落 | 570300 畑雑草群落 |
| 320400 フサザクラ群落 | 570400 水田雑草群落 |
| 340201 トベラー-ウバメガシ群集 | 570500 放棄水田雑草群落 |
| 400100 シイ・カシ二次林 | 580100 市街地 |
| 400200 タブノキ-ヤブニッケイ二次林 | 580101 緑の多い住宅地 |
| 400600 ウバメガシ二次林 | 580200 残存・植栽樹群をもった公園、草地等 |
| 410105 アベマキ-コナラ群集 | 580300 工場地帯 |
| 410400 アカシデ-イヌシデ群落 | 580400 造成地 |
| 410700 アカメガシワ-カラスザンショウ群落 | 580600 開放水域 |
| 410800 ケヤキ群落 | 580700 自然裸地 |

注1) は植生自然度6以下を示します。
 注2) 凡例番号は環境省のコードを示します。

自然環境保全関連法令等の指定状況 ①7保存樹 (規制主体：市)

市域に古くから自生し、市民に親しまれている古木、あるいは貴重な樹木を姫路市保存樹として指定したものであるため、除外エリアとします。



番号	樹種	所在地
8	カヤ	井ノ口 法輪寺
9	クスノキ	土山 八幡神社
16	アラカシ	飾磨区阿成 早川神社
20	クロガネモチ	飾磨区 恵美宮天満神社
20	クロガネモチ	広畑区北野町 広佐天満宮
21	クスノキ	広畑区西井 天満宮
22	エノキ	大津区西土井 墓地
23	ムクノキ	網干区新在家 網干公園
24	ケヤキ	網干区余子浜 船越八幡神社
25	ユーカリ	網干区新在家 旗ダイヤセル
26	オガタマノキ	網干区宮内 魚吹八幡神社
28	ムクノキ	余部区下余部 二神社
28-3	エノキ	
30	イチョウ	白浜町 松原八幡神社
31	ビャクシン	八家 西念寺
33-2	タブノキ	的形町福治 八幡宮
34	ビャクシン	大塩町 妙経寺
35	クスノキ	別所町別所 安養寺
38	エノキ	御園野町 先祖橋北詰
37	クスノキ	御園野町 大蔵神社
35	クスノキ	余部区下余部 徳栄寺こども園
57	エノキ	網干区津市場 津市場西公園

番号	樹種	所在地
60	クスノキ	白浜町 白浜小学校
60-2	クスノキ	
63	イチョウ	白浜町 白浜支所南市道敷
63	イチョウ	的形町 鐘山の山荘
65	ビャクシン	別所町後土 福栄寺
65-2	イチョウ	
66	クスノキ	別所町別所 水野 貞宅
68	天満神社の森	広畑区北野町
69	魚吹八幡神社の森	網干区宮内
70	英賀神社の森	飾磨区英賀宮町
71	天満神社の森	飾磨区須加
72	早川神社の森	飾磨区阿成
75	クスノキ	美賀町 船場小学校
86	家島神社の樹林	家島町宮 家島神社
111	クスノキ	大津区吉美 松田久子宅
111-2	イチョウ	
112	ビャクシン	家島町宮 宮浦神社
113	ハマボウ	家島町西島 渡船棧橋前
115	エノキ	植野小学校
116	イチョウ	地内町 姫路船場別院本徳寺
116-2	イチョウとクロガネモチとムクノキの合体木	"
116-3	カヤ	"
119	フタエカスミザクラ	西尾区 手綱山中央公園
123	クスノキ	飾磨区山戸 山戸春日神社
128	エノキ	網干区新在家 網干公園



松原八幡神社のイチョウ(白浜)

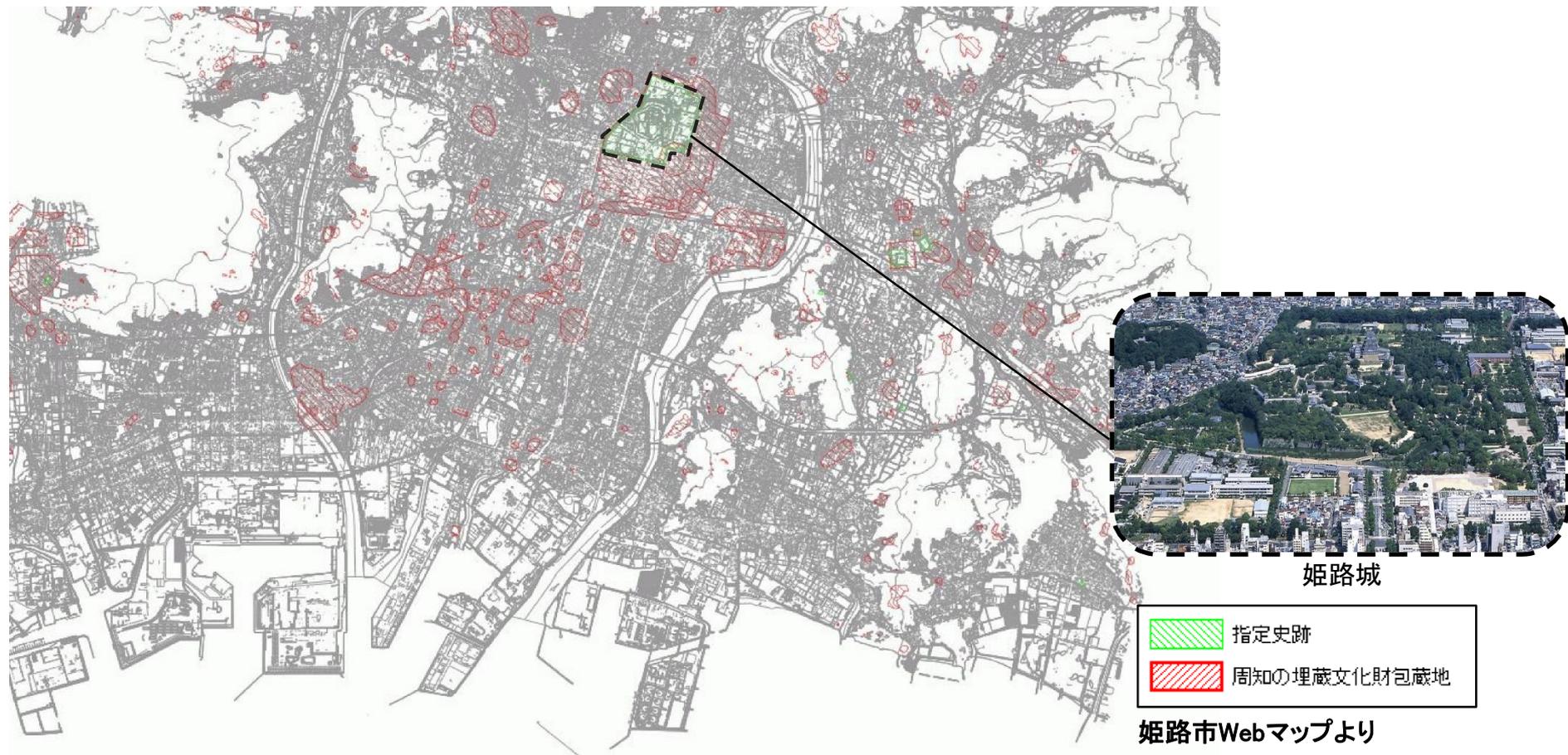
土地の利用状況 ①周知の埋蔵文化財（規制主体：国）
②世界文化遺産（規制主体：国）

○周知の埋蔵文化財

埋蔵文化財の存在が知られている土地であるため、除外エリアとします。市内には約1,200箇所の包蔵地があります。

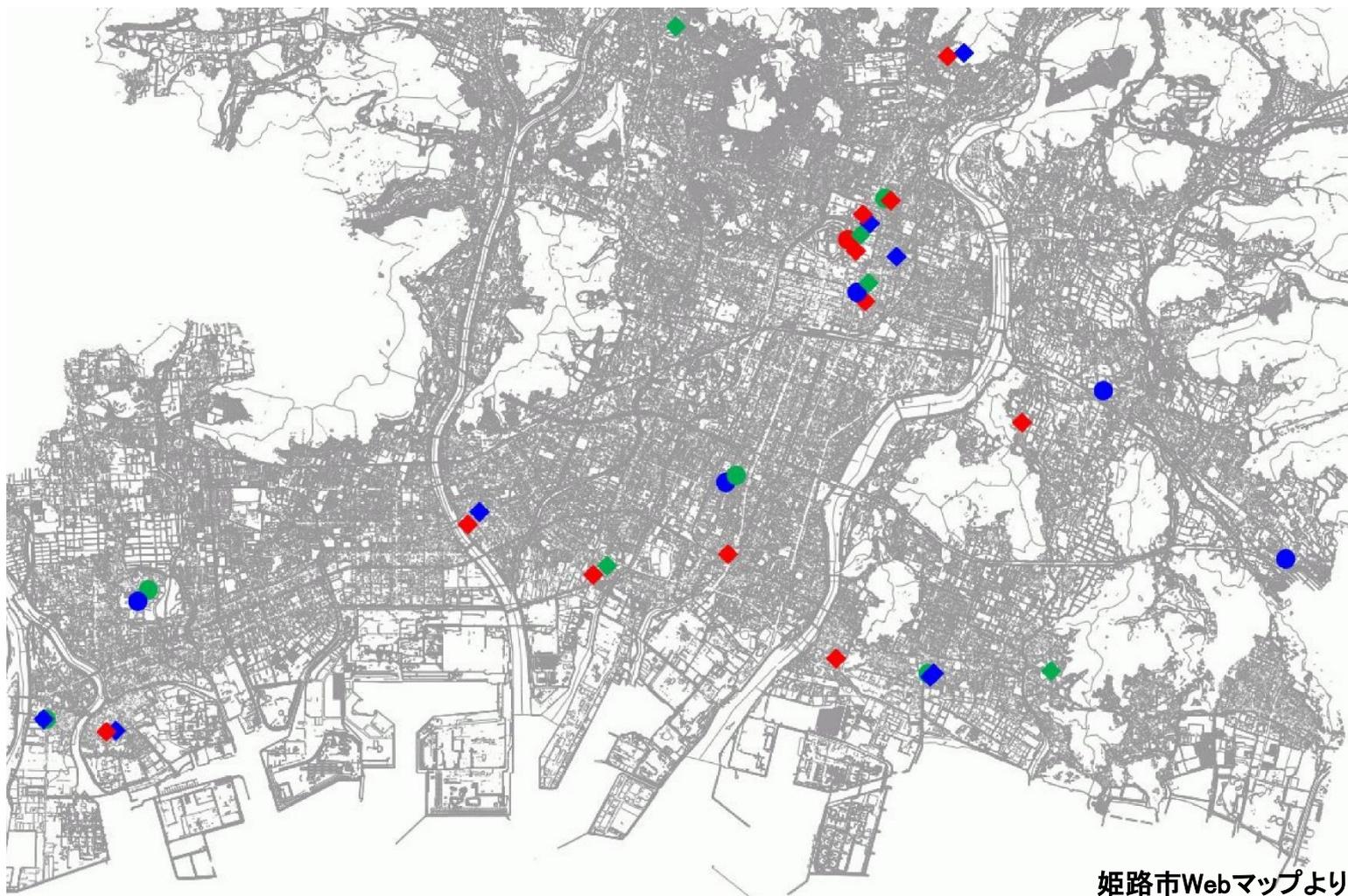
○世界文化遺産

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するために登録されるものであるため、除外エリアとします。姫路城が該当します。



- 土地の利用状況**
- ③国指定の文化財 (規制主体：国)
 - ④県指定の文化財 (規制主体：県)
 - ⑤市指定の文化財 (規制主体：市)

国や県、市指定の文化財は、その保護を図る必要があるため、除外エリアとします。



土地の利用状況 ⑥水道水源の取水地点（規制主体：市）

水道水源の水質維持のため、除外エリアとします。



● : 水道水源取水地点

香寺浄水場

利用計画・開発計画の有無 ①用途地域（住居系、商業系）（規制主体：市）

用途地域とは、計画的なまちづくりを行うために用途を制限した地域。ごみ焼却場の建設は、本市において指定している住居系7種と商業系2種の地域において、積極的に候補地として選定する場所ではないため、除外エリアとします。

